

ヘルプマークについて

1 ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成 24 年 10 月に作成。

※29 年 7 月に J I S 追加及び内閣府 H P 追加掲載。

※30 年 7 月 20 日現在、27 都道府県で導入済み。



2 愛知県の取組方針

本県では、平成 27 年 12 月制定の「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害のある方が生活を送る上でのハード・ソフト面でのバリアフリー化に向けた環境整備を進めており、その取組の一環として、「ヘルプマーク」を導入する。

なお、効果的な普及を図るため、障害のある方と身近に接する市町村と連携して取り組む。

市町村：ヘルプマークの作成・配布

県：ヘルプマークの作成・配布（一部）＋全県的なヘルプマークの普及啓発

3 導入に向けた進め方

(1) 導入時期

平成 30 年 7 月 20 日（金）から県内一斉に配布開始

(2) 配布方法等

市町村窓口等において、対象者からの口頭申請により配布を行う。

（障害者手帳の提示や申請書の提出は不要）

(3) 普及啓発の主な内容

ア ポスター・リーフレットの配布

啓発用ポスター（6,700 部）とリーフレット（100,000 部）等を作成し、県関係地方機関、小中学校、高等学校、市町村、民間事業者等に配布。

イ 民間事業者等との連携

鉄道、バスなどの公共交通関係事業者や、来県者の窓口となる中部国際空港、県営名古屋空港、さらには県と包括的連携協定を締結している民間事業者（スーパーやコンビニエンスストア）等の協力を得ながら、効果的な普及を図る。

ウ ヘルプマーク普及パートナーシップ制度

県が作成する啓発用ポスターの掲示等に協力いただける民間事業者を「ヘルプマーク普及パートナー」として登録し、県と共にヘルプマーク普及に取り組んでもらう制度で、平成 30 年 6 月 4 日より登録事業者の募集を開始。

登録事業者は県ウェブページで公表し、取組事例を合わせて紹介する。

（平成 30 年 9 月 5 日現在、105 事業者が登録済み）